



経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
令和6年10月29日

担当	京都労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 多賀谷 千尋
	過重労働特別監督監理官 網島 佳子
	電話 075-241-3214

報道関係者 各位

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

京都労働局(局長 角南 巖)においても、月間中に、府民への周知・啓発を目的に、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として、長時間労働の是正や賃金不払残業などの解消に向けた重点的な監督指導や一般の方からの労働に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

- 「過労死等」とは…①業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡  
②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡  
③死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害

### 【取組概要】

#### 1 国民への周知・啓発

- 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施  
シンポジウムを下記のとおり開催し、過労死遺族の方の体験談や弁護士による講演などを行います(無料でどなたでも参加できます。)。また、インターネット視聴用の講演などの動画配信を行います。

#### <過労死等防止対策推進シンポジウム>

開催日時 令和6年11月22日(金)  
13:30～16:20 (受付13:00～)  
開催場所 池坊短期大学 洗心館 B1F こころホール  
参加申込 事前に下記ホームページからお申し込み下さい。  
URL: <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/index.html>

過労死等防止対策推進  
シンポジウム特設サイト



- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施  
国民一人一人が自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

## 2 過重労働解消キャンペーン

過労死等につながる過重労働などの対応として、長時間労働の是正や賃金不払い残業などの解消に向けた重点的な監督指導や、全国一斉の無料相談・SNS相談などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign_00004.html)

### ○過重労働解消キャンペーン 概要

#### 1 過重労働相談受付集中期間を設定します

11月1日（金）から7日（木）を「過重労働相談受付集中期間」（11月3日（日）、4日（月・祝）を除く。）とし、京都労働局及び管下各労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

#### 2 特別労働相談を実施します

11月2日（土）に下記相談窓口にて電話及びSNS（LINE）による窓口労働相談を実施します。

#### <過重労働解消相談ダイヤル>

[電話番号] 0120（794）713

（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

令和6年11月2日（土）9:00～17:00

※労働基準監督官が相談に対応します。

#### <SNS（LINE）相談（委託事業）>

[相談先] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

令和6年11月2日（土）9:00～21:00

※労働条件相談ホットラインの相談員が相談に対応します。

#### 3 労使の主体的な取組を促します

過重労働解消キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、京都労働局長名による協力要請を行います。

また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に「しわ寄せ」が生じることがないように傘下団体・企業等への周知啓発を、併せて要請します。

#### **4 京都労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します**

京都労働局長が、地域において、取引先と協力して長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業及びこれらの企業の取引先等との意見交換を行い、長時間労働削減に向けた取組事例を収集し、広く紹介します。

#### **5 重点監督を実施します**

長時間労働が行われていると考えられる事業場に対して重点的な監督指導を実施します。

#### **6 過重労働解消のためのセミナーを開催します**

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月～1月に、オンライン又は会場開催により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

また、特別企画として、「業務効率化セミナー」を東京・大阪で実施します。

（無料でどなたでも参加できます。）

[専用ホームページ]

<https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>

別添1：「過労死等防止啓発月間」リーフレット

別添2：「過労死等防止対策推進シンポジウム」リーフレット

別添3：「過重労働解消キャンペーン」リーフレット

別添4：「しわ寄せ防止キャンペーン月間」リーフレット

# しごととより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、  
人生を豊かにしてくれるもの。  
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは  
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

## 労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、  
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



### ●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。  
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)  
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

# 0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



### ●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や  
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け  
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



## ハラスメントに関するご相談は・・・

### ●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。  
[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/  
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



### ●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。  
[https://www.mhlw.go.jp/content/  
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



### ●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの  
相談にも無料で応じています。  
<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



### ●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の  
提供を行っています。  
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



## 職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

### ●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に  
関することについて無料で相談に応じています。

# 0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00  
土・日 10:00~16:00  
(祝日及び年末年始を除く)



### ●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメン  
タルヘルス対策に取り組む事業者の方などの  
支援や、役立つ情報の提供を行っています。  
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



### ●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を  
抱えていたら、相談してください。電話やSNS  
の相談窓口を紹介しています。  
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための  
活動を行う

民間団体の  
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



過労死弁護団  
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)  
<http://karoshi.jp/>

全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



参加  
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル  
(月~金 9:00~17:30)

# 0570-080-082



リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

京都

会場

# 過労死をゼロにし、健康で充実して 働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加  
無料

事前申込

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム

日時

2024年 **11月22日(金)**  
13:30~16:20 (受付13:00~)

会場

池坊短期大学 洗心館 B1F  
こころホール  
(京都市下京区四条室町鶏鉾町491)

基調講演

過労死・ハラスメントを  
なくすために



過労死弁護団全国連絡会議代表幹事  
弁護士

川人 博氏



二次元バーコードを  
読み込んで下さい。

# 京都会場

## プログラム

[ 基調講演 ]

### 「過労死・ハラスメントをなくすために」

川人 博氏 (過労死弁護団全国連絡会議代表幹事 弁護士)

[ 京都労働局からの報告 ]

### 「過労死等防止対策の推進と京都労働局の取組み」

京都労働局労働基準部監督課長 多賀谷 千尋

[ 過労死ご遺族からの体験談発表 ]

## ●会場のご案内

### 池坊短期大学 洗心館 B1F こころホール

(京都市下京区四条室町鶏鉾町491)

・地下鉄烏丸線「四条駅」(2番出口) ・阪急京都線「烏丸駅」(25番出口)  
・市バス「四条烏丸駅」下車 徒歩2分

## ●参加申し込みについて

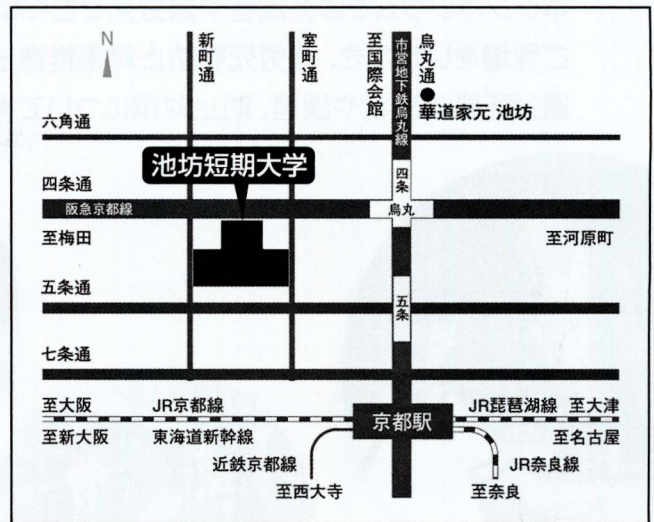
- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX でお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

## 川人 博氏

川人法律事務所

1978年 東京弁護士会に弁護士登録。  
文京総合法律事務所を経て、  
1995年 川人法律事務所創立。  
1988年から 「過労死110番」の活動に参加し、  
現在、過労死弁護団全国連絡会議代表幹事。  
1992年から 東大教養学部「法と社会と人権」ゼミ  
(全学自由ゼミまたは自主ゼミ)を担当。

[ 役職等 ] 厚生労働省・過労死等防止対策推進協議会委員  
過労死弁護団全国連絡会議代表幹事  
過労死等防止対策推進全国センター共同代表幹事  
内閣官房拉致問題対策本部 拉致問題に関する  
有識者との懇談会の有識者委員  
東京弁護士会人権擁護委員会国際人権部長  
(2024年4月現在)



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。 →  同意しました。

## 過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- |                                  |                                    |                              |                               |                                      |                                |                              |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 経営者     | <input type="checkbox"/> 会社員       | <input type="checkbox"/> 公務員 | <input type="checkbox"/> 団体職員 | <input type="checkbox"/> 教職員         | <input type="checkbox"/> 医療関係者 | <input type="checkbox"/> 弁護士 |
| <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 | <input type="checkbox"/> パート・アルバイト | <input type="checkbox"/> 学生  |                               | <input type="checkbox"/> 過労死等の当事者・家族 |                                |                              |
| <input type="checkbox"/> その他 [ ] |                                    |                              |                               |                                      |                                |                              |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)  
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

# 厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します



## 1 労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

## 2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

## 3 長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

## 労働相談を実施します

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

4 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00 **☎ 0120-794-713**

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



## 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。\*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

5 専用ホームページ ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>



## 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

\*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

参加費無料



## 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎにより生じるさまざまなリスク、ご存知ですか?  
あなたの心や体は大丈夫ですか?  
健康のために必要なこと、それは適切な労働時間と健全な労働環境です。  
あなたは、働き過ぎていませんか?  
毎日の労働時間、この機会に一度、見直してみませんか?



毎日の労働時間、見直しませんか?

## 11月「過労死等防止啓発月間」に「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

なくしましろう 長い残業

過重労働解消  
相談ダイヤル

☎ 0120-794-713



※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談  
ほっとライン  
【厚生労働省委託事業】

☎ 0120-811-610

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00



11月2日(土)は、SNS相談も実施しています



# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「**過労死等防止啓発月間**」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「**過重労働解消キャンペーン**」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



**知って  
いますか？**

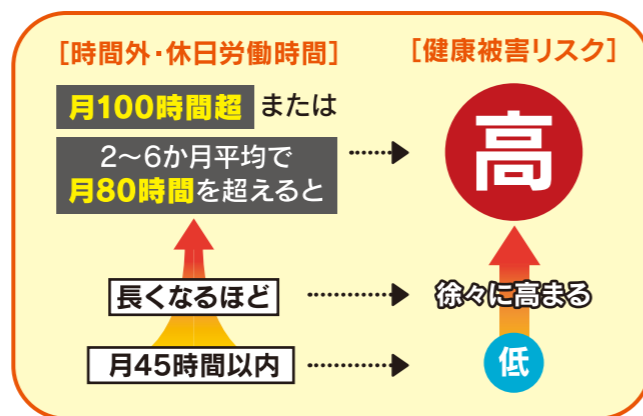
労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

## 長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



## 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

**確かめよう労働条件サイト** ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



## 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

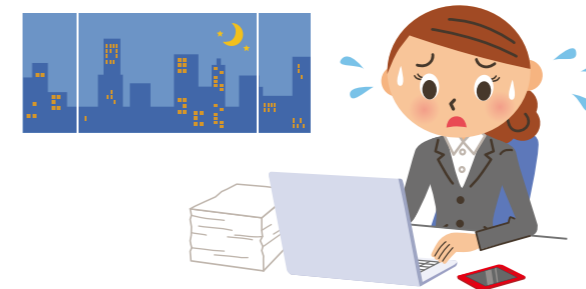
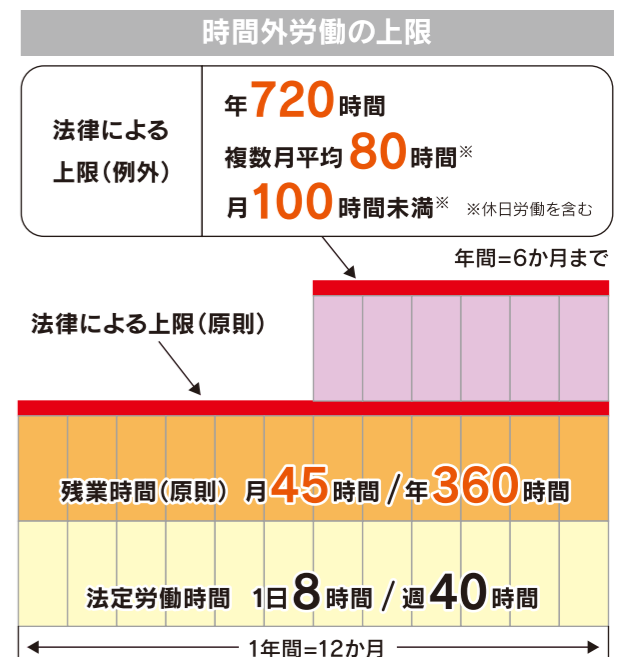
**働き方・休み方改善ポータルサイト** ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



# 過重労働による健康障害を防止するために

## 1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠参照)は必ず守ってください。
- 時間外労働は本来、臨時的な場合のみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針※1)に適合したものとなるようにしてください。
- 労働時間を適正に把握※2)してください。



## 2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上付与される労働者)。
- 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

## 有給休暇



## 3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- 勤務間インターバル制度※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- 具体的な措置の内容は、ガイドライン※4)を確認しましょう。

## 4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- 指針※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)  
 ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)  
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み  
 ※4 「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)  
 ※5 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)

そここのところ  
よろしく  
頼みますよ。

その無理な発注の  
「しわ寄せ」で  
取引先が途方に  
暮れていませんか？

11月は「しわ寄せ」  
防止キャンペーン月間です。

STOP!  
しわ寄せ

仕様変更？  
この納期じゃ、  
無理よ。。。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

**大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！**

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

しわ寄せ防止  
特設サイト



厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



# 大企業等と下請等 中小事業者と共存共栄!

STOP!  
し寄せ

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の「**働き方改革**」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば…

- 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額
- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

## ③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする**こと。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。  
(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。  
お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「**過労死等防止啓発月間**」でもあります。  
同月間に「**過重労働解消キャンペーン**」も実施します。

11月2日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和6年11月2日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月2日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ほっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン